

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女 秀作	(会長代理)
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 川島幸雄委員、6番 高澤憲司委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願
	いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	受付番号114号では、申請農地は、先月、2月の定例会でご報告
	いたしました、農地中間管理機構が行う事業で、一旦、機構が申請
	農地を買受、その後、耕作者へ売買する事業となっています。譲受
	人は羽生市と行田市で広く耕作を行っている方となっています。申
	請農地は、現在耕作している農地に近接していることから、利便性
	が良く、今後も耕作を行うことから、今回、所有権の売買として申
	請するものです。115号では、申請農地は、譲受人の自宅のすぐ
	東側に隣接していることで、とても利便性が良く、今後、耕作をし
	ていきたいことから、所有権の売買を行うものです。116号では、
	譲受人と譲渡人は親子となっています。今回、父より農業後継者で
	ある譲受人へ経営移譲を行うため贈与するものです。117号では、
	譲渡人は加須市在住で、耕作が難しいとのこと。申請農地は、
	譲受人の自宅から近く、現在耕作している農地に近接していること
で、利便性が良く、今後、耕作をしていきたいことから、所有権の	
贈与を行うものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡	
張や経営移譲で問題ないと思われま	
す。その外、機械、労働力、技	

	術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1番	受付番号114号について調査報告いたしま。まず、議案書を朗読いたしま。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたしま。申請地は、(詳細に説明)です。なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたしま。この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたしま農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたしま。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
11番	受付番号115号について調査報告いたしま。まず、議案書を朗読いたしま。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたしま。申請地は、(詳細に説明)です。なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたしま。この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたしま農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたしま。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
11番	受付番号116号について調査報告いたしま。まず、議案書を朗読いたしま。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたしま。申請地は、(詳細に説明)です。なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたしま。この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたしま農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を

	<p>かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号 1 1 7 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員でありますので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第 2 号)	<p>引き続き、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号 1 2 5 号については、農業委員会等に関する法律第 2 4 条の規定による議事参与の制限等により、審議、裁決に際しましては、「 委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、受付番号 1 1 8 号から 1 3 1 号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号 1 1 8 号から 1 2 0 号、1 2 3 号から 1 2 6 号、1 2 8 号及び 1 3 0 号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、そ</p>

<p>の規模が概ね10ヘクタール未満等である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号121号、122号、127号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号129号及び131号では、農業振興地域内農用地区域「通称青地」の農地区分となっています。初めに、受付番号118号から123号、125号、127号では、自己用住宅を設けるものです。118号では、先月2月の定例会で議案となった案件となります。前回の申請では、道路後退部分の農地が漏れていたため、前回の申請を取り下げし、今回、新たに道路後退部分の農地を含め、自己用住宅敷として申請するものです。119号では、譲受人は、鴻巣市の貸家で妻、子2人の4人で暮らしています。子供も成長し、今の住まいでは手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は既存住宅に介在し、近くには、大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良い場所とのことです。このことから、建築の計画を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請するものです。120号では、申請地は、令和元年5月20日に農地転用許可が出ている場所となっています。当時の譲受人は、今年の1月に開発許可の完了検査を受け、地目を住宅に変更いたしました。しかしながら、諸事情（夫婦間の問題で建築しないなど）により融資が成立せず、譲受人とも連絡もつかないことから、事業継続が不可能となっていたとのことです。なお、申請地の地目はすでに宅地に変更となっていますが、代理人が県へ相談したところ、譲受人との連絡が取れない以上、再度、農地転用の申請を行うよう指導を受けたことから今回の議案となっています。120号では、譲受人は、鴻巣市のアパートで妻と2人で暮らしています。将来のことを思うと、今の暮らしでは不経済であり、自分の住宅を建築したいと考えていたことから、今回自己用住宅敷として申請するものです。121号では、譲受人は、現在、市内のアパートで妻・子の3人で暮らしています。子供の成長を思うと、今の住まいでは手狭になることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所とのことです。また、周辺には、国道122・125号線が通り、交通の便も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。122号では、譲受人は、現在、鴻巣市のアパートで妻・子の3人で暮らしています。昨年、子供が生まれ、今の住まいでは手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。申</p>
---

請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所とのことです。また、周辺には、国道122・125号線が通り、交通の便も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。123号では、譲受人は、現在、実家で母と妹の3人で暮らしています。今後の生活を思い、独立することを考え、自分の住宅を建築できる場所を探していました。申請農地は、今の住まいのすぐ南側で、家族と協力して暮らせることで、とても利便性が良く、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。125号では、譲受人は、結婚し、現在、市内のアパートで妻と2人で暮らしています。今の住まいは狭く、自分の住宅を建築できる場所を探していました。申請農地は、既存住宅に介在し、市街化区域にも近いことで、とても住環境が良いとのことです。このことから、建築の計画を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請するものです。127号では、譲受人と譲渡人は親子となります。譲受人は、現在、杉戸町の妻の実家で暮らしています。今の住まいは、妻の実家であり、また、手狭でもあることから、自分の住宅の建築を考えていました。譲渡人である父に相談したところ、所有している農地に建築しても良いことになり、今回申請するものです。なお、申請農地は、譲渡人である父の住宅のすぐ西側に位置し、とても利便性が良いとのことです。受付番号124号、126号及び128号では、譲受人と転用の目的が同一のため一括してご説明いたします。譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。今回の転用の目的は、建築条件付き売買予定地を設けるものです。この転用の目的である建築条件付売買予定地ですが、これは、農地所有者から農地転用許可を受けた事業者、又は、その事業者から指定された建設業者が、今後、建物を建築する方へ土地を売買するに当たり、その土地購入者との間で売買契約を締結する際、おおむね3か月以内に建物の建築請負契約を締結することを条件として、取り扱うものとなっています。しかしながら、農地転用許可を受けた事業者が、この条件で、すべての土地を販売することができなかった場合は、土地に対する売買契約を解除し、農地転用許可を受けた事業者が、自ら住宅を建設することを誓約することが条件となっています。124号では、申請農地は、既存住宅に介在し、近年、新規の住宅が建ち並ぶ地域に隣接し、とても住環境の整った場所で、住宅1棟の計画となっています。126号では、申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には、岩瀬小学校、保育所があるなど、とても住環境の良い場所で、住宅
---

	<p>4棟の計画となっています。128号では、申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には井泉小学校や市役所があるなど、とても住環境の良い場所で、住宅22棟の計画となっています。3つの案件とも、譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請するものです。受付番号129号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、久喜市菖蒲町から令和2年8月に市内（観光農園内）に移転し、農業経営を行っている法人（ポタジェガーデン）が農地中間管理機構を活用して、イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする予定です。今回、稲作から高収益作物の耕作を目指した農地改良としての一時転用申請を行うものです。</p> <p>受付番号130号では、譲受人は、鴻巣市に事務所を置き、平成24年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに、建売住宅敷として農地転用許可が出ており、開発が進んでいる地域となっています。近くには、南羽生駅があり、また、市街化区域に隣接した場所でとても利便性が良く、需要が見込めることから今回、住宅2棟を建築する建売住宅敷として申請するものです。</p> <p>131号では、譲受人は、市内に事務所を置き、令和元年から主に農業を行っている法人です。譲受人の親会社は三重県多気郡明和町にあり、地元で大きく農業を営んでいます。譲受人は、市内で田を約13ha耕作しており、現在、農業倉庫や施設を借りて業務を行っています。今後も耕作面積が増える予定にあり、自分の農業用施設が必要となることから、建築できる場所を探していたところ、今回、譲渡人の了解を得られたことから、売買として申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称青地）にありますが、転用目的が農業用施設の建築であることから、令和3年2月26日に、農用地区域からの用途区分変更の許可が出ております。また、各号とも農地の区分・転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号118号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>現在私は、戸田市内の賃貸アパートに妻と子供の3人家族で居住しています。子供の成長や将来の生活形態の変化等のことを考えると現在のアパートでは手狭になってくると思いました。子供が小学校に入学する前に何とか自分達の家を建てたいと思い、土地を探していました。土地選定にあたり、夫婦で話し合い、私の職場が埼玉県内での移動が多いことと、妻の実家が群馬県太田市のため、埼玉県北部が良いということで探していました。このたび紹介されました土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
3番	<p>受付番号119号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、鴻巣市内の貸家に家族4人で居住しています。昨年、第二子が誕生したことをきっかけに、将来的に今の住まいでは手狭になると思い、自分達の家を建てたいと考え、私が羽生市出身なので家を建てるのは、羽生市が良いと考え、羽生市内に土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築する農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入にも環境が良く、また周辺を決定し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
3番	<p>受付番号120号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、鴻巣市内の賃貸アパートに夫婦で居住しています。今後、子供の誕生、生活形態の変化等のことを考え、現在の住まいでは手</p>

	<p>狭になってくると思い、今のうちに自分達の家を建てたいと考え、今の住まいからあまり遠くない場所で、土地を探していました。同土地であれば、車による職場への通勤も良く、スーパーマーケット等も近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号121号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、羽生市内の賃貸アパートに家族3人で暮らしています。</p> <p>子供が誕生したのをきっかけに、将来的に現在の住まいだと手狭になってくると思い、子供が小学校に入学する前に自分達の家を建てたいと思い、羽生市内に土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号122号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、鴻巣市内の賃貸アパートに家族3人で居住しています。</p> <p>昨年、第一子が誕生したことをきっかけに、自分達の家を建てたいと思い、私が羽生市の出身なので家を建てるのは、羽生市が良いと考え、羽生市内に土地を探していたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、</p>

	このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。
1 番	受付番号 1 2 3 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、52歳になる会社員です。平成31年に転居して、現在は実家である現住所に居住しておりますが、当該土地は母と妹が所有する土地であり、私が所有する土地はありません。この際、新居を建築して独立しようと考えていましたが、現在の居住地に建築することについては共有者の承諾が得られませんでした。そこで、実家の隣接地について所有者に相談したところ、譲って頂けるとのことでしたので、この際、住宅の敷地として利用したく、今般、申請するものです。本件申請地は、直近において道路改良がなされて利便性、安全性ともに良好で、かつ、実家に隣接していることから住居として利用するには最適地です。以上の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。
1 番	受付番号 1 2 4 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は行田市に本社を置き、北埼玉地方を中心に住宅の建築・販売を行っています。このたび、住宅を1棟建設したく申請します。既存集落内に存し、道路拡幅工事が完了済で、住宅地として環境良好な好適地です。近隣にも住宅が新築され、お客様からの需要が高く選定いたしました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。
9 番	受付番号 1 2 5 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私達夫婦は羽生市内のアパートに暮らしておりますが、部屋が手狭になり、自分達の家を持ちたいと考えていました。私の実家と妻の実家の間あたりを考えていました。申請地は、6.8mの道路に接しており合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところです。通勤時間も今とさほど変わりません。以上のようなりゆうにより当地を選定し、今般の開発行為許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号126号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は行田市に本社を置き、北埼玉地方を中心に住宅の建築・販売を行っています。このたび、住宅を4棟建設したく申請します。既存集落内に存し、住宅地として環境良好な好適地であり、駅に近く通勤・通学に便利で商業施設もあり、近年住宅が新築され、お客様からの需要が高く選定いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号127号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、妻の実家で生活しておりますが、家具等も増え手狭となり、将来的なことを考え、思い切って自己用住宅を建てる計画を立てました。そこで両親に相談したところ、父の所有している申請地を借り受け、分筆し自己用住宅を建築することになりました。将来的には親の面倒をみたいので、羽生市内の土地を探していたところ、市街化区域の土地は希望の土地の大きさは見つからず、農地以外の土地も探しましたが希望の土地の大きさは見つかりませんでした。</p> <p>親が所有している農地は複数ありますが、申請地だけは白地の土地</p>



	<p>有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号130号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、埼玉県鴻巣市において、不動産業を営んでおります。今般、当該土地を居住するのに、静かで住環境が良好なため、住宅地として適しているので専用住宅を建設いたしたく申請する次第です。調整区域のため法の適応を受け、基準を遵守し、周囲に迷惑のかからないよう努めたいと思います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号131号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、羽生市村君地区および今泉地区を合わせて現状13haを耕作しています。今後、村君地区で30ha、今泉地区およびその他の地域で20ha、合計50ha請け負うことを考えております。以上のような理由により、農地転用許可申請となった次第です。何卒よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。なお、先ほど申し上げましたとおり、澤崎委員の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号　農地法第5条の規定によ</p>

	<p>る許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>澤崎委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員さまの調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件、共同住宅敷として2件、住宅敷として1件、建売住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意に基づく解約となり、3件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項3 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございます。137号では、道路後退部分の農地が漏れていたことから、申請の取り下げを行うものです。今回の議案第3号 受付番号118号で、新たに道路後退部分の農地を含め、自己用住宅敷として申請を行っております。138号では、令和元年5月20日、自己用住宅敷として農地転用許可が出ており、当時の譲受人は、今年の1月に開発許可の完了検査を受け、地目を住宅に変更してまいりました。しかしながら、夫婦間の問題で建築を見合わせるなどして、融資が成立せず、事業継続が不可能となったことから取り下げを行うものです。今回の議案第3号 受付番号120号で、新たな譲受人により、自己用住宅敷として申請を行っております。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました2月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が9件、4条が1件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく願います。</p>

	① 4月の定例農業委員会の日程について
	② 農地相談会について
	③ 農地利用最適化交付金について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和3年 3月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	